

令和元年度の苦情の申立て等の処理状況について

1 苦情申立て等の概要

(1) 申立て日

平成31年4月4日

(2) 申立ての概要

区及び区教育委員会は、同性をパートナーとする区職員及び教職員に、異性の配偶者（婚姻届をしない事実上配偶者と同様の関係にある者を含む）を有する職員に認められている休暇制度（慶弔休暇、介護休暇等）を認めていないことは、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第7条に規定する「性別等の違いによる差別」に該当するので、関連規定を整備し、是正を図るよう求める。

(3) 申立て者

区民

(4) 該当所管

総務部職員厚生課

(5) 苦情処理委員会への諮問の有無

有

(6) 苦情処理委員会開催日

令和元年7月2日

(7) 苦情処理委員会の答申日

令和元年9月27日

(8) 苦情処理委員会の答申の概要

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例9条の2第1項及び同施行規則7条の2第2項が「配偶者」の定義を「届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」としているが、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には同性パートナーも包含されるものと解することができるから、同性のパートナーを有する職員にも配偶者を有する職員と同様の休暇制度が認められてよいのではないかと見られる。

関連規定の改正をするのであれば、社会への影響力、住民の理解等諸般の事情を考慮しながら検討していくことが望まれる。

いずれにせよ、区及び区教育委員会の職員のうち、同性をパートナーとする職員にも、異性の配偶者、パートナーを有する職員と同等な休暇を取得できるよう改善すべきである。

(9) 苦情処理結果通知日

令和元年10月10日

(10) 苦情処理結果通知における区の処理(回答)の概要

区職員の休暇制度の改正に向けた規定の整備手法を検討し、特別区人事委員会との協議を経て、今年度中の実現をめざす。また、区立小中学校の教諭等の休暇制度については、教育委員会を通じて、東京都へ働きかけを行っていく。

(11) 苦情処理結果通知後の経過

同性パートナー(職員と性別が同一で婚姻関係と同様の事情にある者。同一の住所で同居を要件とする。)とその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにする等の制度改正がなされた。(令和2年4月1日より)

2 苦情等の件数の推移

		苦情	意見	相談	計
令和元年度	件数 (うち苦情処理委員会への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)
平成30年度	件数 (うち苦情処理委員会への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)